

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談

2. 日時

令和3年7月27日（火）10時30分～11時45分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

野村主任安全審査官、有田安全審査官、鈴木安全審査専門職、

内海安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：核燃料物質の加工の事業に係る保安規定 新旧対照表

資料2：加工施設 保安規定の変更について（MSR-21-048）

資料3－①：加工事業変更許可内容の保安規定への反映確認

資料3－②：設工認から保安規定への反映項目確認

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。
0:00:04	では定刻になりましたので本日の面倒を開始したいと思います。
0:00:09	本日の面談は令和3年7月26日付で申請がありました三菱原子燃料株式会社の保安規定変更認可申請の申請内容につきまして、申請書及び面談資料等をもとに事実確認を行うものでございます。
0:00:26	それではですね、本日の使う資料の位置付けにつきまして事業者の方から御紹介をお願いいたします。
0:00:36	はい。三菱原子燃料の車田でございます。
0:00:40	資料ナンバーがふってございませぬけれども変更認可申請書の本体ですね。そう。
0:00:48	ワタナベンということで、こちら適宜使用させていただくということで、これからコンピューター回答状況でございますけれども、こちら本日の資料率ということでナンバリングさせていただきますけれども、
0:01:04	復旧対応表の中身はですね、本規定の本文のこれから
0:01:11	それでね。それから別表後は添付1、添付の2が書いてございます。こちらの変更可とう応募制を攻めていってもらった研究対象表ということになります。
0:01:28	それから、資料2でございますけれどもこちらは先ほど話もありましたけれども、審査会合用治療のですねドラフト版ということで、今回の変更内容について要約してまとめてございます。
0:01:50	それから過温資料の3-1でございますけれども、こちら先ほどお話ありました通り、3-1のほうが弊社の事業許可のですね、
0:02:06	内容について反映すべき事項をまとめたものでございまして、そのうち今回反映した内容についてですねわかるように示した資料ということになってございます。
0:02:23	それからパンのみでございますけれども3-2のほうが分割しておりました工認の一時から77ページの設置公認資料のですね。
0:02:35	中で、保安規定に反映するつつべき事項ということで中止想定で、それらについて要否の検討を行った結果を示してるよね。この案A/Dというのを簡単に応じたよと。
0:02:54	ということになります。肥料の別名は以上になります。
0:03:02	規制庁内海ですありがとうございます。それでは規制庁側から確認の。
0:03:09	等に移りたいと思いますけれども、
0:03:16	規制庁内海ですちょっと個別事項について、一つ確認させていただきたいと思っております。

0:03:22	まずですね申請書のほうで恐縮なんですけれども。
0:03:29	申請書を機能移転の申請いただいた申請書の紙がついてるほうですね、縦書きのほうのやつで、
0:03:39	2 ページ目にですね、
0:03:42	3 ポツで変更の詳細ということで、
0:03:45	変更、本件変更条文について記載がございますけれども、
0:03:50	ここの(1)の 2 第 2 議案 2 段目ですねここに記載で第 76 回保安規定変更時に、
0:03:58	参考書を提出したとありますけどこんな 76 回ってというのは具体的には 2 回前の保安規定変更認可申請の話ということでよろしいですか。
0:04:12	はい、75 の中に前回はですね、眼の水晶体いいに関しての変更ということで、事業許可とかですねこちらのほうは関係なかったんで、こちらの P は追ってってないんですけどもさ 76 回の変更の時にですね、ベンダーの参考資料
0:04:32	てった微量ということになります。
0:04:36	以上です。
0:04:38	はい規制庁内海です。76 カイダ前々回ということで、ちょっとこの記載だけです。他の反応は許可もとか、あとませ工認の記載と若干、今言い回しが違ってですね今どういうことかといった
0:04:54	ここのところはいついつにて認可された。
0:04:57	要はそのうち認可日等を規制庁も規制委員会のほうから出してる認可の番号ですねこちらを記載した上で、そのいつの申請なのかっていうのを明確化してるんですけども、ちょっとこの 76 回っていう記載だと、いつ認可を受けた。
0:05:12	保安規定のかっていうのが申請上ちょっと
0:05:16	ほかの記載どう並びもあり、あってちょっとあまり、
0:05:19	読みづらいのがありますので、これあの、今回の審査会合の資料の 4 ページ目ですか。横書きパウポの 4 ページ目でも同様の第 76 回保安規定認可してありますけどここはちょっとですね。
0:05:36	何年何月何日づけの第何号に系に
0:05:45	認可を受けた保安規定の変更時についていうふうにならうにちょっともうほかの
0:05:52	許可とかと同様の記載にちょっと明確化して、
0:05:56	明確化した上で、私が上乘せしていただきたいと思ってるんですけども、交点大丈夫でいかがでしょうか。
0:06:06	はい。MNFクラタで大変申し訳ございませんでした。こちらのほうはですね、しっかり認可日現地発の番号等ですね落ちて
0:06:18	サエキた上で修正させていただきたいと思います。

0:06:22	以上です。
0:06:24	規制庁内海よろしくお願いします。この資料のほうも
0:06:32	あと、続きまして、同様に新申請書の 2 ページ目の記載でちょっと確認なんですけども。
0:06:39	先ほど申し上げたその 76 回の下に移行したところですね、76 改変保安規定変更時に変更認可申請書の参考資料として提出されたんですが、これ一応確認なんですけど参考資料の一番がちょっと
0:06:55	もう変更のこの資料番号という形でよろしいですか。要は参考し二つございまして、当時の申請書でも参考資料一、二としているわけでしたので、これ正確には参考資料 1 という形が正しいのかなと思ってるんですけども、いかがでしょうか。
0:07:13	それと、
0:07:26	それで、
0:07:29	MNFをまとめてちょっと確認してですね
0:07:34	こちら領域の位置付けでしたらこの辺のところもですね、しっかり明記させていただきたいと思います。以上です。期中積み数、程度項目 76 回と言われているときの申請では、右上のところに参考 7 と書いてあったんで今ちょっとこれ確認していただいて、
0:07:53	お伝えいただければと思います。よろしくお願いします。
0:07:56	あとこれ、お願いします。続きまして申請書なんですけども、これにちょっと以前基本点はちょっと間お伝えしましたけど
0:08:07	申請書 10 ページですね 10 ページの進化すいません申請者の新旧のほうの 10 ページのところが一番下のところに第 8 図 8 章のほうで -68 条から 70 上を省略とか意見ですけども。
0:08:21	一応これは 71 条までを省略してるという認識で思ってますけども、こちらもそういう認識で大丈夫でしょうか。
0:08:31	はい、MNFクラタでございます。このぴらわれるね、やっぱり動きでございますが、71 条までですね、変更後ということがページでございまして、70 条というのは誤記になりますので、
0:08:47	申し訳ございませんが、こちらのほうも修正の保護させていただければと思います。以上です。
0:08:54	規制庁積みするよろしくお願いします。
0:08:57	続きまして、
0:09:02	これは内容といえば、そのプロセスの確認なんですけれども、今回その許可等施行に内容の向こうは漏れがないということを一応確認していただいているということで説明がありますけれども、

0:09:16	その設定確認の作業を
0:09:19	もうの
0:09:22	確認先のプロセスですねプロセスっていうをもうちょっと若干説明いただきたい と思ってる、
0:09:28	具体的にはどの課が担当して、どういう
0:09:33	ものを使ってどういうふうに具体的にどういうふうに確認したのかっていうところの
0:09:39	一連の流れと、
0:09:41	あと流れ確認作業についていて誰が管理監督しているのかというところ。
0:09:50	あとそれからプラスで、その管理監督したまま作業を最終的に誰が承認して、 何をもってどういうものの確認をして承認しているのかっていう一連の
0:10:01	今回の申請を
0:10:04	するにあたっての不安を抜けない。
0:10:08	ほぼ施工認等、許可の記載の 5 からどの機器が班員抜けないっていう確認 作業の一連のプロセスですねプロセスっていうのは、
0:10:18	これ別に後日、
0:10:21	資料とかでまとめていただければいいと思うんですけど、今わかる範囲で具体 に何か説明できますでしょうか。
0:10:31	少々お待ちください。
0:11:08	MNFことをございます。
0:11:10	ただいまの回答でございますけれども、まずあるネボンに事業許可に関しまし ては、
0:11:20	安全法務課という文章がですね、必要本店に反映すべき事項ということで、抽 出ですね、具体的には、
0:11:34	基本となるのは保安規定というのはどうですね、中実をたりということで 30003000 法務課の方で行っていただきまして、こちら安全品質保証課の方 で取りまとめて、
0:11:51	資料の 5 作成就学生
0:11:56	安全品質本部の部長のレビューを受けてそのあと核燃料専門安全部会という 計画通り核燃料取扱主任者が開催する会議体に諮ってですね。
0:12:11	内容のですね確認を実施してそのあと安全衛生委員会という会議体のほうに 諮って、
0:12:23	承認をいただくというようなプロセスで 10 分ております。
0:12:29	以上です。
0:12:33	規制庁内海ですありがとうございます。

0:12:35	そこら辺の話はですねほかのものからも話があるかもしれないんですけども、最終的にはですね。
0:12:46	以前、今回の例えばアパートの資料の附属の丸一時間とかで、
0:12:52	①②ですねそういった資料を
0:12:55	具体的にどういうふうになんて、どういう作業したかということは一応そう資料でわかるんですけども、
0:13:02	そういった作業を管理とか承認プロセスでどうなってるんですかっていうところも合わせてまとめた資料っていうのは、おそらく今後、
0:13:10	何かしらの形で要求していくことになりますので、お答えいただければと思います。
0:13:18	一応やる場合、よろしくをお願いします。
0:13:23	すいませんちょっと続けさせていただきまして、資料の
0:13:30	6 ページ／この資料ですね回答審査会合資料としてやっていることが資料 2 のパワポの 6 ページのところ
0:13:39	工認のほうの施工認からの
0:13:43	抜き出した形で必要な事項は特に 7 ページ辺りで例が示されてございますけれども、
0:13:50	今回接工認からの保安規定の変更を反映が必要な箇所を抜き出してっていうのは、
0:13:58	例えば 7 ページの作業を見ると、保安規定っていうのはどうおま検索してそれに紐づいてる作業をちゃんと持ってると思ってなかった形で見てるっていうことなのかなと思ったんですけども、この 7 ページの作業っていうのはそういう形でやられたんでしょうか。
0:14:19	はい。前MNFここまた別の基本的に総務部こういう作業になります。以上です。
0:14:28	規制庁積みすけどそうするとちょっと転送する一方、確認したいことがあります、そもそも都心で工認の申請のときに、保安規定に反映すべき事項っていうものは必ずその保安規定でワードを含めた上で記載して、
0:14:46	る方針なんでしたっけというところ、一応念のために保安規定のワードがない、例えば何々を運用するとか、そういった保安規定ではどかないけども、保安規定に反映しなければならない事項っていうのは、
0:15:02	ないんでしょうかちゅうと言うとっていうのとないということはどうやって確認されてるんでしょうかっていうところなんですけども。
0:15:24	はい。
0:15:27	お待ちください。

0:15:46	また別途決まったMNF持たれ数字、基本的には根底というワードなんですけれども全般的にはですね確認して抽出すべき事項はですね反映したということでございます。
0:16:03	以上です。
0:16:05	規制庁内海では基本的には保安規定ってワードにこだわらず、全体的に反映等を探して行って、結果的にこの保安規定ってハードがある部分のみが文章中では対象であったということになります。
0:16:24	それで、
0:16:38	すみませんちょっと待ってください。
0:17:09	MNFクラタでございます。基本的に資料でもって見てもらったのは／規定というワードでの値ということになってございますけれども、その北海道ですね核的制限値とかですね、変更になっているところですね、そういったものを抜き出して別表の方。
0:17:29	反映したりしてございますので、ちょっとそちらのほうはですね資料に本日はまとめてございませんので、といった観点からも別工認からのですね教育というのは行ってございます。以上です。
0:17:45	規制庁内海ですわかりました。
0:17:49	先ほども若干
0:17:51	回答の中でありましたけども、安全機能番号、このパワポの資料だとそのあと8ページ9ページということで、安全機能番号ごとのチェックとそれから結果的に抽出されたものを反映事項がどうだったかという形で説明があるんですけども。
0:18:09	ちょっと全体的にちょっと設工認からの反映事項をどうあって、抜き出したのかっていうのが、
0:18:20	現状の説明だとちょっと若干、
0:18:23	本当に網羅的にやったのかなっていうところがちょっと読み取れないかなと思ってまして、
0:18:29	で、
0:18:31	例えばその施工に9ページの方とかのずっと下でまず8ページのほうに行くと、具体的にその何の資料を確認した安全機器の番号とチェックをしたんですかってところとか、あと9ページのほうのそれぞれの図面どこかの
0:18:46	ものですよとじゃ具体的にいついつ認可を受けた大南神野石膏2のどここの図面を反映させましたかとか、そこら辺は若干
0:18:56	許可のほうの資料だと詳しくわかるんですけども、ませ工認のほうは、そこら辺がわからないかなと思ってまして、これは別に本資料修正ということ形じゃないんですけども今後補正等を見込んで、

0:19:11	この資料を施工認からの反映をどうしましたかって資料を作るときにですね、具体的に設計、工認のどこのまずはて工認の必要な部分をどう反映担当抽出したのかっていうところを詳しく書いて説明してもらおうとともに、
0:19:29	じゃあ具体的に創生公認のどこのこの箇所をから、抜き出して保安規定にも、どこに反映させるのかっていうところは、の許可のほうの資料と同様でも同様のレベルでレベル感でいいと思うんですけども、明確にさせていただいた上で施工認からの考えを
0:19:48	事項説明する資料というものを作っていただければなと思っております。いかがでしょうか。
0:19:56	はいMNF細かで、ただいまの件ですね、承知いただきました。Aのほうに入りたいと思います。以上です。
0:20:07	規制庁積み図を示しますので私のほうからは以上です。
0:20:19	はい規制庁有田です。
0:20:26	続きましてはさっき申請書を出すにあたっての確認のプロセスインフレそれについて、
0:20:34	質問があったと思うのでその関係でなんですけど、似たようにそうで今申請書の品質保証の体制でいくと所設工認のほうで一応がなんかいろいろ
0:20:46	動きがあったということで新たに鍵で立ち上げたりということで、結構その品質保証の体制を強化して売る申請されてると思うんですけど、法案規定のほうでは新損失設工認と、必ずしも1年間しませんけれども、
0:21:02	そちらと比べてどういう同程度のチェック体制になって申請はされているということでもよろしいのでしょうか。
0:21:10	はい。
0:21:13	MNFの山川でございます。ただいまの御指摘なんですけれども、結構になったときに、やっぱり刑務所の洪水があったということで、最低を強化して撤去してお出したということなんですけれども、今回の案件につきましても同様のシステムで、
0:21:30	以上の確認をした上で御提出したというところでございます。
0:21:34	例えば先ほど、
0:21:38	やっぱのプロセスで核燃料取扱主任者
0:21:42	学習会プルームの
0:21:44	部会で内容確認するときに慌てて管理総括者。
0:21:50	とかですね関係部長も一緒に同席閉まって中身の確認を行ったということでポイントと同様の手続きを踏んで提出したっていうところでございます。以上でございます。

0:22:05	旧長有田です。了解しました。
0:22:10	続きまして兵教面談資料としてもらっている参考資料①②ってやつなんですが、これらの資料で産業厚生 of 保安規定変更認可のときにはこれ申請書に添付してもらったんですけど。
0:22:25	これ今回は申請書に添付しない理由とかその他あるんでしょうか。
0:22:36	はい、MNFここまた別のトップにいる詰める会議等はないんですけども、このペーパー会合資料のパートの方の周りでこちらはついていたほうがわかりやすいのかなというところなんですけれども、Pd提唱本体のほうに必要であれば、こちらのほうの
0:22:54	添付というか参考資料という位置付けでも、
0:22:59	こちらがあれば、そちらのほうで含めますが、いかがでしょうか。
0:23:04	規制庁率ある数は農地モンゴルつきあの申請書につけるって言う三条改選時と同様に申請書につけるということで進めていただきたいと思います。
0:23:19	はい。MNFもまた出てきたのか。
0:23:25	はい。規制庁歩いたんですけど続きまして同じく参考資料を
0:23:31	ー1と2についてなんですか。
0:23:37	これの表のちょっと見方についての確認なんですけど、
0:23:56	はい。
0:23:57	はい。
0:24:00	一応これ対応結果というところで高齢済みって書いてたりバーってなったりするんですけど、結局これ、今回申請されているのはこの参考1参考にそれぞれどこは今回申請している箇所になるんでしょうか。
0:24:18	はい。AMIこの度でございます。
0:24:21	／こっち料1のほうで等を対応結果のところ黒字レットのみとなっておりますのがちょっとまだ、先ほどの話で回数で言ってしまうと申し訳ないんですが、76回のお付けしたときに、
0:24:37	すでに反映済みで
0:24:41	おります事項ですね項目が黒字の部分ということになってまして、今回反映したというのが赤議員のアンダーラインが引いてある部分ですねこちらが通り終わってなかった部分ということで、今回、
0:24:58	上げたというものになってございます。
0:25:01	参考資料の2の方がですね。
0:25:07	結果がバーになってるところが反映の要求を検討を行ったところをきちっとするもの否となっている部分ですね、こちらはすでに反映されていたり、

0:25:19	それからですねただ割る取って出てきたりというところで反映の必要はないというところはですね結果はバーということになっており、おりまして、栄養のところはですね、今回出たところで一応ハッチングにしていまして、
0:25:34	そちらはですね対応結果命じたところも海というように表してございます。
0:25:43	以上です。
0:25:46	はい。規制庁歩いたわけですけど、参考2のほうは、
0:25:52	標高0。
0:25:54	ようって書いてるやつが今回申請されているものを
0:25:59	話だと思おうんですけど。
0:26:02	これ例えばバー反映する必要があって前回までの設公営法案規定ですでに反映しましたというそういう生成するモデルをあるんですね。
0:26:16	基本的な考えとしてはですねもうすでに反映されていたものについてはいいなというように、御説明でございます。
0:26:43	規制庁有田です。徐行の二つの表の記載の考え方なんですけど、多分状況という3種類あると思うんですよ。一つはそもそも保安規定に反映する必要がないと。
0:26:59	二つ目が反映する必要があって前回までの保安規定でも反映は進んでますと、三つ目として反映する必要があって今回申請しますという、この三つの状態。
0:27:15	もうちょっと明確2整理できないのかなと思ってまして現状だとちょっと
0:27:22	前回もで終わってるやつも今回出しが進む中全部済みって書いてあったと中も細かい話になります。一応これ認可した時点で初めて規定するという作業が進むほどあるので、申請だけでも進んでないと思うので、
0:27:37	ちょっとその辺の記載を、
0:27:39	この資料を
0:27:43	この補正のタイミングでもいいんでしょうけど高齢の市債ぶりをちょっと整理していただきたいなと。
0:27:53	はい。MNFその他でございます。
0:27:57	ただいまのコメントだけ入りました。
0:28:01	ほぼ必要がないものを電話あってもいいんでいったものをプレから今回の説明ということで三つはですねわかるようにということで、定量の方は手つけさせていただきたいと思います。以上です。
0:28:20	規制庁至るそういうよろしくお願いします。
0:28:23	あとちょっと最後なんですけど参考1
0:28:28	の方、許可との対応状況の資料で

0:28:35	これは
0:28:36	今日の資料の書きぶりでご 76 回変更の申請書の参考 1 と。
0:28:43	に比べてことをちょっと何か記載は、
0:28:47	何か整合してないんじゃないのかなて見受けられるところがあって、
0:29:01	例えばなんですけど 5-4 の上段のところ、
0:29:06	なんですけどね。
0:29:12	5-4 の上段で前回
0:29:18	7 号の 4 の上段提供もらってる参考値だと進み 2001 つづ狭心症今回申請しているという整理になってると思うんですけど、他方でTHAI76 回変更のときの参考資料の 5-4 の上段見えるところもあるんなってて、
0:29:36	第 76 回申請時にも
0:29:39	対応が進んでいるということになってるんですよ。ちょっとこれ、何か記載が整合しないように見えるんですが、
0:29:47	ちょっとここの考え方を教えてください。
0:29:51	はい。メール等でございます。こちらの件に関してはですね、この廃棄物管理棟がですね、すでに通りこの運用の方が先行って始まっていたということで、
0:30:07	2 廃棄物管理棟に限定した機械が保安規定のほうにあったので、今回、実は廃棄物管理棟というところの記載を削除さんのほうでちょっと機会が変わったということで、こちらの
0:30:24	従前の内容とは変わってですね、
0:30:28	何票改定をしたので、一応こどもですね今回反映したということで、
0:30:36	赤字ということにさせていただきました。
0:30:40	有田です。これつまり第 76 回変更時に反映増えたんですがその反映の内容が
0:30:51	さらに変更入ったということで、そういう形ですか。
0:30:56	はいおっしゃる通りでございます。
0:31:13	規制庁有田ですけど、そういうのが私のほうでちょっと機能とこれまでちょっともらった資料を確認していくと、何か似たような事例が何ヶ所かあったんですけど。
0:31:27	これも基本的には 1 回反映したものを、その工事の進捗に合わせて変更したからっていう、そういう整理でいいんですよ。
0:31:38	はい。Maねこまでございます。その通りでございます。
0:31:45	有田ですしょうしましたんではちょっと似たようなでも以降なんですけど、5-6 の下段、
0:31:53	てことで、なんですけど、5-6 の下段は、

0:31:57	これ今日の3法資料1だところレース見る場合はないんで、対応済みになってるようなんですけど。
0:32:05	これが、
0:32:07	第76回変更の5-6の下段を見るとそっちもバツになってて、これはこれだと何か対応は進んでいないように見えるんですけどこれはどうなるんでしょうか。
0:32:23	MNFムロタでございます。
0:32:25	延べ弁閉バックアップのところに関しては今回赤字にしておりますので、そこは今後気になるということでも多ございます。ホールディングにもちょっと号機についてはちょっと今後、
0:32:41	面談の資料だとか剛性とかいろんなタイミングが遠いますよ適宜修正するのをお願いします。
0:32:49	私たちが今私が言いなさい。
0:33:20	すみません。
0:33:23	はい。
0:33:24	規制庁内海です。一応念のためのお伝えするんですけど一応、
0:33:30	先ほどもありちょっとからも申し上げてる前回の前々回の押し申請保安規定変更認可申請受け付けていた資料1、参考資料一、二と大間大間と同様な形で、
0:33:43	補正してくださいっていうのを一応会合の中で、こちらから伝えようと思っておりますというところですので介護中でそういう形をお願いすることになるので、
0:33:54	そこを想定した
0:33:57	対応よろしく申し上げますというところ
0:39:26	ずっとこちらからまだ確認が作っておりますのでちょっとそちらの方続けさせていただければと思います。
0:39:40	規制庁の鈴木です。幾つか確認させていただきたいと思います。
0:39:46	まずパワーポイントの資料のほうからなんですけども。
0:39:55	5ページ目なんですけども。
0:40:00	表がありましてまず細かいとこなんですけども、
0:40:07	右のところに対応結果ですとか、対応状況とか、
0:40:12	これが、
0:40:13	今いただいている。
0:40:15	当試料経ってないですね3参考資料
0:40:21	うちと合っていないので、
0:40:23	すべて対応結果っていうことかなということと、
0:40:28	あとですね。

0:40:30	パワーポイント資料ですと、
0:40:33	例えば 22-5 で火線赤色にして、下線が引いてあるんですけども。
0:40:42	それと今いただいているものがあってないんですけども、これは、
0:40:47	それでよろしいんでしょうか。
0:40:52	MMFその他でございます。ただいまの御指摘の件ですけれども、この表の右側んだってねこちらの対応状況と対応結果は、混在しているということで、こちら手形誤記でございます。
0:41:08	採用結果というのが出てございますので、化物タービンでございますが、こちらのほうも終わって、水曜日、12 ですね、休憩を掛けていただくわけです。
0:41:19	それからですねパワポのPOのほうで赤字になっている部分なんですけれども、こちらは
0:41:27	内部で確認をする上でポイントとなる場所ですね、ちょっと明確化したもので、最終的にはすべて黒字にしてお出しすることにしてございましたので、こちらのパートに張ったものがですねちょっと
0:41:44	リボン備忘録というか、ペンを入れたものをちょっと添付してしまったので、こちらでもですね適正させていただきます。申し訳ございませんでした。
0:41:57	規制庁の鈴木です。承知しました。
0:42:01	後ですね
0:42:04	設計工認のほうの反映状況は
0:42:08	例えば保安規定っていうので検索しましたということだったんですけどもこっこの事業許可の変更。
0:42:15	河野さんの反映確認ですけども、この
0:42:20	今 1-1 から 2-1 とこうずっとあるんですけども。
0:42:24	高齢を 76 回のときに、
0:42:27	これに、
0:42:30	これらをピックアップしたと思うんですけどこれで十分だっていうのも確認できているってことでよろしかったでしょうか。
0:42:40	それと、その場合、
0:42:46	よく頭から全部含めた安全、
0:42:50	MNFまたでございます。営業許可に関して言えば、すべて頭から確認をしていて、抽出した事項ですので
0:43:03	漏れなくですね、抜き出せてあるということでよろしく願いいたします。
0:43:11	今日の鈴木です。この表で細かいんですけど、記載箇所っていうのは本文添付あるんですけどもこれはページ番号ということでよろしいですね。

0:43:25	はいその通りで、そのページからこれはそのまま抜き出してらってということよろしかったでしょうか。
0:43:34	内容ってところですけども。
0:43:37	反映すべき内容というところはそのまま抜き出してらんでよろしかったでしょうか。
0:43:51	MaMNF細かでございます。
0:43:55	ちょっと飯田産業が出る前なんですけれども、一般法令に抜き出せるという回答でございます。
0:44:09	承知しましたもれなく書き出してらってということよろしいということですね。
0:44:16	はいよろしくお願ひします。
0:44:20	規制庁の鈴木です。パワーポイント資料の8ページ目なんですけども。
0:44:28	はい。
0:44:31	これも先ほど、
0:44:34	話があったと思うんですけどもちょっと保安規定に記載なしですとか5000 現行保安規定に記載なしですとか、あと右のほうの法案件記載ありですとか、
0:44:46	核的制限値記載ありとかこの辺の関係ってというのは、
0:44:52	どのようにならなってるんでしたでしょうか。
0:45:01	今回こういうものを、があるので保安規定に
0:45:05	記載しましたとかっていう公表とかで読み取れるんでしょうか。
0:45:12	MNFムロタでございます。どっちが悪いってね、ちょうど真ん中辺にですね、核燃料物質の臨界防止、前質量減速度の機会が、
0:45:27	あるかないかということで、今日きょう920番までございますけれども、また必要表ごとにですね、1000速度の記載と変わるものをまず拾い出すと。
0:45:42	それから現行の保安規定に
0:45:46	愛眼、
0:45:48	あるかないかというところのチェックとですね、一番上の記載があるかないかとかも費用化抜き出してこのサイトウスルー安全機器の番号のE層がですね、現状の保安規定にあるかないか。
0:46:07	それで現状の保安規定に記載のないものの、設備等がですね今回入れる必要があるかないかとかですね、そういったものをまずいろいろあった上でのチェックシートを的なものになります。
0:46:24	以上です。
0:46:36	はい。
0:47:11	すみません、規制庁の鈴木です。次
0:47:16	パワーポイント資料の9ページ目なんですけども。

0:47:24	あと、その前に参考資料の②の
0:47:29	3 ページ例えば 3 ページ見ていただくと一番下に
0:47:35	ようってなあって、
0:47:38	この換算のもっと積雪に規定するってここ向こうにもあるんですけども、この表にはないんですけども、
0:47:48	パワーポイント資料の表にあるものかないものっていうのが主なものもないじゃないものっていう考えたと思うんですけども、どういうものが主なものって考えてるんでしょうか。
0:48:38	はい。
0:49:52	すいませんお待たせ決まったMNFその他でございます。
0:49:57	手形に防滴大日本ではですね、
0:50:04	例えば、重大事故等の拡大防止のところに左の分散配置とか記載してございますけれども、ちょっとこれとはまた各開口部Ⅱの防災資機材月で、
0:50:20	ちょっとこの左側の項目。
0:50:23	ふうにですねちょっと当てはまる場所はないんですけど、例えば防対資機材ということで、そこのくりに出席しますさかもくれないのですね、その辺の一つ一つを照らし合わせて、抜けなく見直しをかけていただければと思います。以上です。
0:50:44	規制庁の鈴木です。
0:50:47	承知しました。
0:50:50	あと、すいませんあと
0:50:53	ちょっと戻ってしまって申し上げたパワーポイント資料の 6 ページ目で水色の枠で
0:51:00	下から
0:51:01	2 行目で、
0:51:04	変更等ってなってますけども要は
0:51:08	当設備名称の変更最大貯蔵能力の変更等手当すけどこの到底他に何が入ってますでしょうか。
0:51:27	英語
0:51:30	はい。
0:51:41	1 点。
0:51:42	他もあるよね。
0:51:44	9 番。
0:51:45	お話じゃないでしょう。いや。
0:51:48	すみませんお待たせしましたMNFコメントでございます。こちらはですね、

0:51:55	的制限値であるとか一番いう所はあとは第三者の比率主要エリアとかですね そういったものをひっくるめての確認ということでここで等ということで表してご ざいます。以上です。
0:52:13	規制庁の藤木です 8 ページ目の表のところのもの。
0:52:18	ということでよろしい。
0:52:20	でしょうか。
0:52:24	はい、そうです。
0:52:26	わかりました。
0:52:33	規制庁の鈴木です。
0:52:38	パワーポイント資料の 10 ページ目と 11 ページ目なんですけども。
0:52:43	ちょっとここ、
0:52:46	唐突に説明がちょっとなく
0:52:50	11 ページ目で立入制限区域と立ち入り管理区域というのが、
0:52:55	出てくるんですけども、これはどのような中で、ここだけ急に出てくるんでしょ うか。
0:53:05	MNFクラタでございますが 10 ページのですね 11 番飛散の欄の重大事故と の拡大というところでは回位の大きな方向の一つとして取り上げてございま すけれども、
0:53:23	転換加工通達リッタ陸域と途中で管理区域ということで、妻、2 ページ参照とい うだけでいきなりこの説明に入ってるんですけども、ちょっと何か頭書きがあ ったほうがわかりやすいかもしれないんですけども、
0:53:41	一定のページの表中のですね一応強調した部分ということで、こちらの説明と いうことで 11 ページ目に決めてきているというような内容になってございま す。
0:53:55	以上です。
0:54:20	すみません、リッタですけどこの立ち入り制限区域等管理区域の設定で、今回 は出てきた申請はされてるんですが、これ経緯としてはタニ区域の設定だけで あれば何か建物ができれば、
0:54:36	整定できるような気がするんですけど、まあ順番としては軽油結局広域の中に ある、そのUFVI層の設備の工事が終わったので、そのタイミングに合わせて この区域を設定して、
0:54:52	あるというそういう順番で申請してきてるということでよろしいですね。
0:54:59	MNF細かでございます。あり方おっしゃる通りでございます。以上です。
0:55:09	あるい入戸ですしょうしました。
0:55:41	町の鈴木です。パワーポイント資料の 12 ページ目なんですけども。
0:55:50	その他記載の適正化ということで、0123、

0:55:55	と書いてあって、
0:55:58	あと、
0:56:00	13 ページにも、
0:56:02	章構成の変更とか、その他の適正化ってなってるんですけどもこの辺はどの位
0:56:10	12 ページの③が 13 ページに対応してるんでしょうかと。
0:56:15	すべて静的成果になってるんですけども①②
0:56:20	③ですかね。①と③ですかね。
0:56:23	この辺、
0:56:26	次の
0:56:29	この新旧対照表とかの
0:56:36	変更理由を見ればわかるっていうことでしょうか。
0:56:41	MNF細かでございます。
0:56:44	はい強力な研究対象表の右側の場合理由欄のところ合併後は立てているんですけども、先生。
0:56:57	適正化の中での①は書いてある通りでございます。
0:57:03	②のところは上盤状番号とか評価のほうのずれとかですね、例えば流量の各条文がありましたのでといったところでの適正化ということで、その他適正化というのが有給休暇等もご覧いただければわかると思うんですけども、
0:57:22	例えば誤記があったりというのなんかがございますので、そういったところもその他適正化ということで受けているということでございますが別面になっておりますでしょうか。以上です。
0:57:53	規制庁の関です。
0:57:59	新旧対照表のほうの
0:58:01	ちょっと今、適当にページめくったんですが、例えば 46 ページとかね。
0:58:08	例えば③適正化とかってうちの③っていうのは、
0:58:14	この③とか、
0:58:16	パワーポイントの 12 ページの③とかに対応してるってことでしょうか。
0:58:23	MMF細かでございます。はい、そのような売りにしてございます。以上です。
0:58:31	規制庁の鈴木です。
0:58:36	そうすると丸一とかってうちの、
0:58:42	(1)ってことですか①か①もありますね。はい。
0:58:58	規制庁の鈴木です。
0:59:02	そうしてこの新旧対照表の①②③が
0:59:08	はい。

0:59:34	規制庁の鈴木です。承知しました。
0:59:57	すいません規制庁内海ですけれども、すべてちょっと先ほどの質疑やりとり中じゃやっぱちょっとわかんないことがあるんで、質問するんですが 11 ページの立ち入り制限区域のところの話で、
1:00:11	これちょっとをすべてもともと指針新旧から見つかなかったんで。
1:00:16	教えていただきたいんですけどこの左の転換工場どこに行って正規区域の変更の新旧って、質疑は変更がどうなったかわかる新旧って新旧表の何ページに書いてあるんでしょうか。
1:00:33	MNFこの田でございます。それと条文的には別途メール泊 1 秒からになりますので、Rayleigh
1:00:43	5 月ね。
1:00:48	いう 8 セールですね、第 10 款等の 6 フッ化ウラン漏えい事故の立法低減させるためのポンプということで、こちらにですね QAD 引き下げるのサンプルですね。
1:01:03	変更点が分かれてございますので、保安規定そのものにはズーツというのは入ってなくて下部規定のほうに入れ込んでいくという予定にしておりますけれどもパワポの 11 ページの右側にあるような内容がですね。
1:01:20	今の緊急時被ばく状況 101 条のところからずっと盛り込まれているというような
1:01:29	形になってございます。以上です。
1:01:32	規制庁積み数を紹介しますと、そうするとちょっと今この場でわかる範囲で教えていただきますけども、ちなみにこれって、
1:01:40	どこどこがどうか。
1:01:43	もともとこの赤字の部分は、
1:01:47	あれさせ成型工場とかのほうも広がったものを上にまとめたってことなんですか。
1:01:55	MNF5 までございます。
1:01:58	ただこの給料で 11 ページの図でございますけれども、
1:02:02	当転換工場のグレーにハッチングしてある部分というのが
1:02:10	従来ですね、立ち入り制限区域ということで、運転中は縛りをかけていたエリアになってなっております。
1:02:19	この部分のですね、黄色くなってる原料倉庫と呼ばれる黄色のハッチングの部分ですね、こちらに常圧各分解設備というものを新規性基準の中で集約をすると。
1:02:34	ということなので、

1:02:38	有益 9 月のですね、漏えいのリスクというのは、この中に閉じ込めるということから、この原料遠くのところをはっきり制限区域というように設定をして今まで立入制限区域であったグレーの部分が、
1:02:55	立ち入り管理区域ということで、エリアのほうを分けたというような改定になってございます。以上です。
1:03:04	規制庁打つ水溶解槽わかりましたありがとうございます。
1:03:15	規制庁の鈴木です。最後の 1 点確認させていただきたいんですけれども新旧対照表のほうで
1:03:25	27 ページですかね。
1:03:31	違いますね 26 ページですね。
1:03:34	不足のところなんですけども、不足っていうのは全然追加されていくものだと思うんですけども、これ。
1:03:42	変更。
1:03:45	不測事態を変更してるってことですけどもそのような
1:03:49	従前からそのような管理というか、
1:03:54	期待っていうこと等なんですけども、それでよろしいんでしょうか。
1:04:14	規制庁の杉江さんの法令とか見ていただくと付則低水準追加されていくと思うんですけども。
1:04:20	変更っていうよりは、
1:04:25	MNFクラタでございます。
1:04:28	詭弁従来からですね、層厚PIに関しても、内容が変更になればこのような形で運用していたものですから、ちょっと
1:04:42	合併ということであれば、それと孝信こともできないので今回からよろしければこの前回のご家族にですね追加していくという形でも大丈夫かと思えますけれども、よろしいでしょうか。
1:05:13	はい。
1:05:55	規制庁の鈴木です。
1:05:59	従前からのそれなら記載ということでしたら承知しました。
1:06:06	MNFこの場でございます。ペリオドお願いかつ
1:06:13	規制庁の野村です。
1:06:15	1 点ちょっと確認したいんですけどあの品質保証の問題なんですけど、先ほどの安全法務課というところが実際に作業されてどこかの方がチェッカーとしてさらにどっかの課が、
1:06:30	アプルーバーとしてまわしているということ。

1:06:35	だと思いますが、一方で、今回の変更の一番のポイントはもれなく項目が選択されてると。保安規定という言葉と関連する言葉でちゃんと漏れなくしているとされているかということだと思っんですけど。
1:06:55	このですねもれなくはどうや関連項目を選択するというのは、安全法務課でクローズするというか、
1:07:05	安全法務課の中で選択して
1:07:09	その上のチェックとアプルーバーは、
1:07:12	何ていうんですかね。
1:07:13	実際にその選択の作業はしてないっていう理解でいいですかね。
1:07:30	MNF山川でございます。ただいまのご指摘通りでございます。
1:07:37	人事業許可の取りまとめ部門であった、安全法務課ですね。
1:07:44	こちらのほうで、保安規定に関わる最後があるかというところで、休日をかけてございます。それに基づいて、
1:07:55	安全品質保証課の方ですね、保安規定にどのように反映するかというところを確認したっていうところでございます。以上です。
1:08:07	規制庁野村です。そうするとまた説明していただきたいんですけどその安全法務課内での品質保証、例えば実際の作業する作業員の方や、課長なり何なり、
1:08:19	ですね、課内での品質保証の仕組みはどうなってるんでしょうか。
1:08:36	すみませんただいまのご質問っていうのは、その安全法務課ないで、どういう仕組みで決定して取りをくらいでしたかというご質問でしょうか。
1:08:49	規制庁の野村です。その通りですが、例えば2人の方が並行してやるとかそれで結果をつき合わせるとかですね。
1:08:58	そういうことをやって、さらに上の方、課内でのチェッカーとアプルーバーがいると思うんですけど、上の方も何か作業に係わってるとかですね、その辺の仕組みを教えてくださいませんか。
1:09:15	ちょっと詳しい資料が今手元にはないんですけども、私が聞き及んでるところでは、要は
1:09:24	例えば事業許可の受にあたっては数人でここが保安規定、ここは結構に反映されるというところで色づけして、それを極めて高いところで資料を取りまとめ名本課長がお伺いできてると。
1:09:42	それ仕組みになってございます。
1:09:47	規制庁野村です。はいわかりました。いやここが肝だと思っておりますので、この点ですが、

1:09:55	はい、ご指摘の通りですね、事業許可結構に働き添付ってできないと結果的に、保安規定に反映漏れが出てしまうというところで今回真剣に絡むの保安規定の変更が最後になりますんで。
1:10:11	工認のときと同様にですね。
1:10:14	沿道もれなく提出してそれを保安規定のような範囲だったということをきちんと今後御説明していきたいというふうに考えてございます。
1:10:22	以上です。
1:10:24	規制庁野村です。了解しました。
1:10:44	規制庁内海でございます。一応こちらからの確認事項は、現時点では以上になります。
1:10:55	事業者の方から何かあればお願いします。なければ終わろうと思います。
1:11:03	MNF細かでございます。
1:11:06	答弁ネット東京の方からは、このポンプ2台の伸び量の粒径のほうですね、中で、
1:11:16	やりました通り、決定をさせて水曜日の夜までにですね、あの逼迫ていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。
1:11:30	規制庁内海です。よろしく願いしますではこれにて本日は面談を終了したいと思いますので6を提出させてさせていただきます。ありがとうございました。